

東京都仕様
サドル分水栓防食材料

平成7年5月

 東京都水道局

サドル分水栓防食材料

制定 平成 7年 5月 1日 水営装第288号

1 目的

サドル分水栓のキャップ部に取り付け、サドル分水栓まわりを防食する犠牲陽極について規定する。

2 基本条件

- ① 十分な耐用年数があること。
- ② 耐用年数の間、キャップ部への固定が十分維持できること。
- ③ 取外が可能であること。
- ④ 取付に際し、サドル分水栓の機能等を損傷しないこと。
- ⑤ 埋設に際し、土圧等に耐えうる十分な強度があること。

3 構造・寸法

- ① 本防食材料は、陽極及び固定用金具で構成された、一体のものであること。
- ② 陽極が減肉した場合でも耐用年数の間は、陽極と固定用具との接続が維持できること。
- ③ 陽極が固定用金具の強度に寄与しない構造とする。
- ④ 陽極は、直径約5cm、高さ約5cmの円柱形を標準とする。
重量、形状を変更するときは、耐用年数を考慮し、土壤接触面積を過度に増さないこと。
(重量：約700g、上面及び側面で土壤と接触し、土壤接触面積：約98cm²)
- ⑤ 固定用金具は、(社)日本水道協会規格 JWWA B 117 「水道用サドル付分水栓」 A型Sの口径25 (止水機構の呼び径) 用及び東京都規格「サドル分水栓」の呼び口径50用に対応できるものとする。

4 材質

- ① 陽極の材質は、JIS H 5301 に規定される亜鉛合金ダイカスト2種 (ZDC2)、又は亜鉛の純度95%以上を有するものとする。
- ② キャップ部固定用金具の材質は、その自然電位が、亜鉛より高く、青銅、黄銅より低いこと。
鉄 (ステンレス鋼は不可) 又は銅合金 (青銅、黄銅等) を標準とする。